

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

現行	改正
<p>本則 (期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規程により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の194.5、12月に支給する場合においては<u>100分の209.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた1週間当たりの勤務時間を40(1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、38.75)で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則 (期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規程により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の194.5、12月に支給する場合においては<u>100分の211.1</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた1週間当たりの勤務時間を40(1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、38.75)で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則 (平成28年2月8日 細則第24号)

この細則は、平成28年2月8日から施行する。ただし、改正後の第8条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。